

学校いじめ防止基本方針

亀岡市立亀岡川東学園

1 はじめに

いじめは、児童生徒の心身の成長に大きな影響を及ぼし、一人一人のかけがえのない命さえも奪いかねない極めて重大な問題であり、絶対に許されない行為です。児童生徒の身近にいる一人一人の教職員が改めていじめの問題の重大性を認識し「いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という認識のもとで、いじめの兆候をいち早く把握し、早期発見・早期対応に取り組むことが必要です。

本学園は、平成29年4月より京都府内で初の義務教育学校「亀岡市立亀岡川東学園」として開校し、新たな教育活動を始めることになりました。本学園としては「いじめ防止」に向けて、義務教育9年間を見据えて積極的に取り組んでいきます。

2 いじめ問題に関する認識

いじめの問題に対して、学校・教職員は、徹底して防止対策や早期発見・早期対応に取り組まなければなりません。また、いじめ問題はどの子どもに対しても、どの学校においても起こり得るものであることを十分に認識するとともに、その指導と対応にあたっては、次の点を踏まえて適切に取組の充実を図ります。

(1) 「いじめは、決して許される行為ではない」という強い認識を持って指導と対応にあたる。

いじめは、いじめられる児童生徒にも原因があるといった考えは間違っており、いかなる原因があっても、いじめをしてもよい理由にはならないという認識を持って指導にあたる必要があります。

また、いじめを助長したり、傍観する行為についてもいじめをすることと同様に許されない行為であることを理解させます。

(2) いじめられている児童生徒の立場に立った指導と対応を行う。

教職員は、いじめられている児童生徒やいじめの事実又はそれに係る情報を発信した児童生徒に対し、教職員がその児童生徒を徹底して守るという姿勢を明確に伝えます。

また、いじめは放置しているとエスカレートして犯罪につながる可能性もあることから、いじめの情報を周りの大人に伝えることは、いじめられている児童生徒を救うことだけでなく、いじめている児童生徒を救うことにもなることを理解させます。

(3) 学校と保護者間の共通認識のもと、適切な指導と対応に努める。

いじめ問題の解決のためには、保護者や家庭も重要な役割を担っています。保護者と十分に連携を図って指導を行うことが重要であると考えます。学校と保護者が協力してコミュニケーションを深め、児童生徒にとって安心して生活できる環境づくりに努めます。

また、日常的に保護者と教職員がコミュニケーションをとって、共通認識のもとに指導を行うよう努めます。

(4) 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む。

いじめの防止や早期発見・早期対応のためには、家庭、学校、地域社会、それぞれの立場でその役割を果たすことが重要です。PTAや地域の関係機関の方々に協力を依頼して、それぞれの役割を明確にし、連携していじめ防止に向けた取組を進めます。

3 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの指導と対応については、いじめられている児童生徒の立場に立って考える必要があります。近年のいじめ事象は、普段仲良くいっしょにいる児童生徒間で発生する例も多く、いじめの発見がより難しくなっています。このような状況でも児童生徒の表情や様子、行動を注意深く観察して、指導と対応を行わなければなりません。

今回の法律では、インターネットを通じて行われるいじめについても言及しています。携帯電話・スマートフォン・パソコン等の情報機器を介して、特定の個人に対しての誹謗中傷やSNS内での悪質な仲間外れ等の事象が多く報告されています。ここ数年の教育現場では、この問題が数多く報告されており、深刻な問題となっています。情報機器による誹謗中傷による間接的ないじめが数多くはびこっています。また、一定の秘匿環境にある場所で行われるいじめであることから、保護者や関係機関との連携をより一層深める必要があると考えます。

4 いじめの態様

(1) いじめの種類

ア 心理的苦痛

- (ア) 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- (イ) 仲間外れ、集団により無視をされる。
- (ウ) 携帯電話・スマートフォン・パソコン等の情報機器で誹謗中傷やいやなことをされる。
- (エ) 落書きをされる。

イ 物理的苦痛

- (ア) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (イ) 金品を強要される。

ウ 暴力的苦痛

- (ア) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (イ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

(ウ) いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

エ その他

※いじめの態様としては、心理的苦痛を与えるものが最も多く報告されています。

※いじめ事象では、上記のような態様が重複しているものがあります。

(2) いじめ行為に発展する例

ア 人間関係のトラブルに起因する場合

児童生徒の学校生活は、考え方や物事に対する取り組み方の違いをはじめとする様々な理由から、対立関係ができやすい状況があります。学校は、そのような対立などを解決していくことで、他者を認めることを学んでいく場でもあります。しかし、なかにはうまく解決することができず、いじめに発展するケースもあります。

イ 遊びや面白半分から発展する場合

遊びや面白半分の行為からいじめに発展するケースが大変多くあります。はじめは、遊びであったものがエスカレートして、集団で1人をからかったり、仲間外れにするといったものが一例です。このようないじめは、同一のグループ内で発生することが多く、加害者側にいじめている感覚が薄いことと、被害者側にもいじめられている感覚が薄いことが特徴です。よって、当事者の中から訴えが出にくい場合があることが問題です。楽しく遊んでいるように見えても、その中にいじめが内在しているかもしれないという視点を持って観察することが必要です。

ウ 暴力的・計画的ないじめにつながる場合

直接暴力的な行為が行われたり、恐喝などの物理的な苦痛を与えるいじめは、教職員や保護者に分からないように行われることが多くあります。また、計画的に継続していじめが行われることもあります。

こういったケースでは、いじめられている児童生徒が恐怖を感じていたり、いじめている児童生徒から口止めされていることがあり、被害が深刻になるまでいじめが判明しないことが多くあります。学校は、このようなケースがいつ起こるかしれないと考え、日常的に児童生徒の様子を観察し、その変化をいち早く発見できるようにしなければなりません。また、こういったケースは、単なるいじめ事象ではなく、犯罪や非行行為と捉え、警察等の関係機関と連携をとる必要があります。

5 いじめの未然防止及び指導と対応に関する考え方

(1) いじめの未然防止

すべての児童生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象に事前の働きかけ（未然防止の取組）を行い、いじめを生み出さない学校を目指します。

具体的には、すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めます。また、ストレスを生まない学校づくりを進めるとともに、少しのストレスには負けない自信を育む教育活動に取り組みます。

- ア 児童生徒に自己有用感や達成感を味わわせるため、授業改善を行い、わかる授業づくりに努め、すべての児童生徒が参加・活躍できる学校づくりを進めます。
- イ 個人を尊重する態度や自他の命を大切に作る心豊かな生徒を育成するため、人権教育、道徳教育を学校の教育活動全体で計画的・効果的に展開します。特に本学園では、「1～4年生」ブロックと「5～7年生」ブロック、「8～9年生」ブロックの3つに分けて、活動や取組を行う等、個々に寄り添う指導を充実させ、児童生徒に人権を意識させると共にいじめを許さない集団作りに取り組みます。
- ウ 児童生徒自身がいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えて行動できる児童生徒会活動になるように、働きかけを行います。
- エ 教育相談体制を強化し、面談等を定期的に実施します。
- オ 教職員が鋭い人権感覚を身に付け、指導力を高める研修を実施するとともに、日常的に「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示します。
- カ いじめ防止や情報モラルに関する児童生徒向けの講演会やPTAの研修会を実施し、親子と一緒に考える機会を作るとともに、学校と地域社会、家庭が一体となっていじめ防止の啓発を進めます。
- キ 「いじめゼロ運動」や（毎月10日の）人権デー『なかよしデー』、人権作文・ポスターなど1～9年生を見据えて計画的に取組を進める。

(2) 早期発見

いじめの早期発見は、いじめ事象の指導を行うに当たって大変重要であり、必要不可欠なことです。本校は、早期発見に向けて、以下のような具体的な取組を積極的に進めます。

- ア 教職員一人一人の違った視点と豊かな感性で児童生徒を観察します
- イ 児童生徒と共有できる空間と時間の確保に努めます。
- ウ 児童生徒の表情、態度、言葉遣い、持ち物、交友関係などを観察し、児童生徒の小さな変化を見落とさないようにします。
- エ 担任を中心に、個人ノートや連絡帳等を活用して児童生徒理解に努めます。
- オ 定期的に二者面談やアンケート調査（年3回）を行い、児童生徒の心情を汲み取る機会を設けます。
- カ 些細なことであっても、教職員は気づいた情報を確実に校内に設置した「いじめ防止対策委員会」に報告し、委員会は必ず全教職員に対し情報の共有化を図ります。
- キ いじめが疑われると判断したときには、「いじめ防止対策委員会」を中心に、迅速な対応を行います。

(3) 家庭や地域との緊密な連携による情報共有

- ア 常日頃から、保護者と顔を合わせた連絡、相談することを心がけることで、保護者が相談を持ちかけやすい関係づくりに努めます。
- イ 学校では見えない地域における児童生徒のトラブルやいじめ、またはその疑いのある状況に関して情報提供していただけるよう、安全対策協力員、自治会、駐在所、警察などとの連携を密に行います。

(4) いじめられている児童生徒への指導

いじめの事実が判明した時には、いじめられている児童生徒の側に立った指導を行います。教職員は、いじめられている児童生徒やいじめ情報を報告した生徒に対して、徹底的に守るという姿勢を明確に示し、迅速で丁寧な指導を実施します。

- ア いじめられている児童生徒の立場に立ちます。
- イ いじめの状況を把握し、いじめられている児童生徒の安全確保を最優先します。
- ウ 緊密な家庭連携により児童生徒をしっかりと見守ります。
- エ いじめが解消した後もいじめの再発防止のために、組織的な観察を継続します。
- オ カウンセリングマインドを持って、時間をかけて、いじめられている児童生徒のペースに合わせて事実確認を行います。
- カ いじめられている児童生徒の思いをしっかりと受け止め、指導と対応を充実させます。

(5) いじめている児童生徒への指導

いじめに関して「いじめられている側にも問題がある」という考え方は認めません。なぜなら、いかなる原因があろうとも、その原因をもとに、人をいじめてもよいという理由にはならないからです。

この考えのもと、いじめている児童生徒に対しては厳しく適切な指導を行います。

- ア いじめを止めさせ、いじめられている児童生徒の安全を確保します。
- イ いじめの事実を正確に示し、自分の行為がいじめであることを正しく認識させます。
- ウ いじめは、決して許すことができない問題であることを厳しく理解させます。
- エ いじめは、いかなる理由があっても認められないことを指導します。
- オ いじめている児童生徒にいじめに対する責任の取り方を考えさせます。
- カ 自らの学校生活や友達関係の在り方を反省させ、今後の自分の行動について考えさせます。
- キ いじめている児童生徒の内面を深く掘り下げ、なぜいじめを行ったのか、当該児童生徒が抱えている問題を見つけ心の成長を促します。

(6) 保護者連携

学校でのいじめ問題に対する指導と対応の方針や計画については、日頃から積極的に情報発信を行い、保護者の理解と協力を求めるよう努めます。また、いじめが発生した場合には、以下の点に注意して指導と対応を進めます。

- ア 学校での状況を正確に理解してもらえるよう、いじめが疑われる段階から、学校がつかんだ情報は正確に保護者に報告します。
- イ いじめの事実が把握できた段階から、適切に保護者連携を行い、学校の指導と対応について説明します。
- ウ 迅速で丁寧な連携に心掛け、不安や悩みを軽減できるよう努めます。
- エ いじめられた児童生徒といじめた児童生徒双方の保護者の気持ちに配慮しながら指導と対応を進めます。
- オ いじめられた児童生徒の保護者の心痛の解消に努めます。

(7) 学級への指導

いじめ事象の指導は、いじめている児童生徒を厳しく適切に指導することはもちろんですが、それだけでは不十分だと考えます。第2、第3のいじめ事象に繋がることを防ぐため、いじめ事象が発生した際に、周囲でその行為を助長した者（観衆）やいじめが起きているのに傍観していた者についても同様に指導を行います。

ア 全ての児童生徒に、いじめは絶対に許すことのできないことを厳しく適切に指導します。

イ 観衆や傍観者もいじめに加わっていることと同様であることを理解させます。

ウ 見聞きした行為を、児童生徒がいじめととらえていない場合には、そこで起こっていた行為はいじめであることを理解させた上で、指導にあたります

エ いじめをなくす活動を、児童生徒が自ら取り組むように指導します。

オ いじめを抑止する学級集団づくりに努めます。

○観衆（いじめを助長する存在）

A いじめがおもしろいと思っている。

B いじめられている児童生徒への不快感を持っている。

C 自分も仲間外れにされるのではないかと怖がっている。

○傍観者（いじめを支持する存在）

A 無関心な児童生徒

・周りでひどいことが行われていても、関わらず勝手なことをする。

B 葛藤している児童生徒

・正義感があるが、いじめを抑止する勇気がない。

・次は自分かもしれないという不安を抱えている。

<指導上の注意点>

(ア) いじめを助長したり、抑えたりするのは、周りにいる人たちの態度によるところが大きいことを理解させます。

(イ) 観衆や傍観者も加害者と同様であることを自覚させます。

(ウ) 全校集会や学年集会、学級指導等のいろいろな指導の機会を設定して、いじめられている児童生徒にも問題があるという考えは許されないということや、いけないことをいけないと言えることの大切さを徹底して指導します。

(エ) いじめられている側の子の心の痛みや苦しみを理解させます。

(オ) いじめを止められなかった自分たちの行動について考えさせます。

(カ) 相手の気持ちや立場を思いやる心を育てる指導を工夫改善します。

(キ) 児童生徒会活動を通して、命を大切にする指導など心の教育を徹底します。

(8) 地域や関係機関との連携

いじめは、誰にでも、どの学校にも起こり得る問題です。また、自分や自分の関係者が加害者にも被害者にもなるかも知れないことも理解しなければなりません。本校は、いじめの指導と対応の方針や計画について、積極的に情報発信に努めます。また、

いじめの防止等の取組について、PTAや地域の方々の協力を願いたいと考えています。

ア PTAや地域の方々とは、様々な機会に意見や情報の交流を図れるようにします。また、いじめ問題に対する指導と対応の方針や計画については、積極的な情報発信に努めます。

イ 学校だけで解決することが困難な状況が起こった場合には、警察や家庭支援総合センターなどの関係機関との連携も積極的に行い、早期の解決を目指します。

6 警察等関係機関との連携

平成 24 年 11 月 2 日付初等中等教育局長通知「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について」において、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要であること、また、いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報することが必要であると周知されました。また、平成 25 年 5 月 16 日付初等中等教育局長通知「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について」では、どのようなケースがどんな犯罪行為に該当するかが示されました。これを受けて学校は、いじめ事象の発生時に関係機関との連携を図ることが必要になり、教育委員会との連携を含め、亀岡警察署や京都府家庭支援総合センターなどの関係機関と早期に連携して対応にあたります。

また、平成 30 年 3 月 9 日に「亀岡市教育委員会と京都府警察本部との間の児童生徒の健全育成に関する協定書」が締結されました。下記の内容を遵守し、いじめの防止に向けた取組の一層の充実を図ります。

亀岡市教育委員会と京都府警察本部との間の児童生徒の健全育成に関する協定書 〈目的〉

市内の小・中・義務教育学校の児童生徒を対象に、学校と警察が相互に児童生徒の問題行動に係る情報を提供し、緊密に連携して指導に活用することにより、児童生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることを目的とする。

〈協定内容〉

◎警察から学校への連絡対象事案

逮捕事案をはじめとして、協定書第4条第1項第1号アからカに掲げる事案で、そのうちオの「犯罪等の被害者で学校との連携及び継続的な支援が必要と認められる事案」については、原則児童生徒本人及びその保護者に同意を得ることとし、それ以外については、児童生徒本人及びその保護者に、警察から学校へ連絡する旨及びその理由を説明した上で、警察から学校へ連絡する。

◎学校から警察への連絡対象事案

児童生徒の非行、犯罪被害の未然防止のため、又は学校内外における児童生徒の安全確保のため、警察との連携が必要と認められる事案で、原則児童生徒本人及びその保護者に同意を得て、学校から警察へ連絡する。

7 いじめ防止に係る組織について

平成25年9月28日に施行された『いじめ防止対策推進法』の第22条には「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と記されています。

本校では、校長、副校長、教頭や生徒指導主任、人権教育主任、教育相談主任によって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織します。日頃から自校の教育活動の企画運営に関わる「企画運営委員会」や生徒指導上の諸課題に対応するための組織としての「生徒指導部会」等、既存の組織を活用しますが、必要に応じて、学校評議員、民生委員・民生児童委員や主任児童委員、心理や福祉の専門家など外部の専門家の参加を求めたいと考えております。

- (1) いじめ問題対策委員会を定期的開催し、いじめ防止の取組の具体策や児童生徒の状況について、検討・交流を行います。
- (2) いじめ事象の発生時には、緊急対策会議を開催し、事象に応じて調査班や対応班等を編成し対応します。
- (3) 学校だけの対応にとらわれず、関係諸機関等の連携を行い、早期解決に向けて

の手だてを積極的に講じます。

<いじめ防止対策委員会の役割>

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報があった時に、緊急会議の設置、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

8 校内研修について

- (1) 本校では教職員の年間研修計画を策定し、いじめ問題の認識や指導力を高める研修を充実させます。
- (2) 事例研究を行い、児童生徒からの訴えを見逃さないような視点の持ち方を研修します。
- (3) スクールカウンセラーの協力を得ながら、カウンセリングマインドを持った生徒指導の研修を行い、より相談体制の強化を図ります。
- (4) 児童生徒理解を深める研修を行い、学級経営に役立てます。